入　札　説　明　書

令和９年４月採用予定警察官の短靴他の購入

（令和８年11月６日付け公告分）

京 都 府 警 察 本 部 総 務 部 会 計 課

令和９年４月採用予定警察官の短靴他の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日
令和８年11月６日
２　契約担当者
京都府警察本部長　森下　元雄
３　担当部局
〒602-8550　京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３
京都府警察本部総務部会計課　電話075-451-9111　内線2252
４　入札に付する事項
(1) 購入物品の名称及び数量
ア　男性警察官短靴（初任科生用）　185足
イ　男性警察官ゴム長靴　185足
ウ　女性警察官パンプス　55足
エ　女性警察官ゴム長靴　55足
オ　出動靴　240足
カ　手錠　240個
キ　手錠入れ　240個
ク　警棒　240本
ケ　警棒つり　240個
コ　帯革　240本
サ　出動服　240着
シ　出動服用ベルト　240本
(2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
(3) 納入期限
令和９年３月26日（金）
(4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所
５　入札参加資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 令和７・８・９年度「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格名簿」の次のいずれかの業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
ア　大分類「警察・保安用品」－小分類「警察用品」
イ　大分類「繊維製品」－小分類「衣料品」
ウ　大分類「日用雑貨・百貨類」－小分類「皮革・ゴム製品」
(3) ４の(1)の購入物品及び数量を納入期限までに確実に納入することができると認められる者であること。
(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終

日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

6　入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア　提出期間

令和８年11月６日（金）から令和８年12月２日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とし、提出時間は、午前９時から午後５時までとする。

イ　提出場所

３に同じ。

(2) 確認資料

ア　４の(1)のクの購入物品

(ｱ) 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

(ｲ) 出荷引受書（材料メーカー、製造工場）

(ｳ) 材料品質証明書（公的機関）

(ｴ) 強度試験成績書（指定機関）

(ｵ) アフターサービス体制報告書

イ　４の(1)のサの購入物品

(ｱ) 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

(ｲ) 原反出荷引受書

(ｳ) 縫製引受書

(ｴ) アフターサービス体制報告書

ウ　６の(2)のア及びイを除く４の(1)の購入物品

(ｱ) 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

(ｲ) 出荷引受書

(ｳ) アフターサービス体制報告書

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、令和８年12月２日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知（以下「確認結果通知」という。）により通知する。

(4) その他

ア　確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　参加資格確認通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名(住所、氏名等)を記入した長３号封筒(横12㎝×縦23.5㎝)に 760円(速達・簡易書留料)切手を貼って提出すること。

ウ　過去２年間に国又は地方公共団体と締結した、当該契約と類似する履行完了済み

の契約実績（２件以上）がある場合、契約実績証明書に必要事項を記載、押印の上、疎明資料として契約書の写しを添付すること。

7　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

(ｱ) ４の（1)のアからオの購入物品
令和８年12月11日（金）午前10時

(ｲ) ４の（1)のカ及びキの購入物品
令和８年12月11日（金）午前10時15分

(ｳ) ４の（1)のク及びケの購入物品
令和８年12月11日（金）午前10時30分

(ｴ) ４の（1)のコの購入物品
令和８年12月11日（金）午前10時45分

(ｵ) ４の（1)のサ及びシの購入物品
令和８年12月11日（金）午前11時

イ　場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３
京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

ア　入札書は、持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ　入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月11日●●●●●入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。

エ　入札回数は、２回までとする。

オ　確認結果通知又はその写しを入札日に会場において提示しなければ、入札に参加することができない。

カ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ　確認結果通知を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、契約担当者は当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(6) 入札説明書等に関する質疑について

ア　入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、資格審査締切日までに所定の様式により申し出ることにより関係職員に説明を求めることができる。

なお、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ　質疑に対する回答については、資格確認を受けた者全員に対し、確認通知と同様に通知する。

(7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、総価格とする。総価格は、運送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア　開札は、７の（1)の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び７の（8)のアの立会職員以外の者は入場することはできない。

(9)　入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度の入札に加わることはできない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ　確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

オ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

カ　金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ　入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者のした入札

ク　再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(10)　落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入

札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

８　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

９　入札保証金

入札金額の 100分の５以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が、規則第 147条第２項各号のいずれかに該当する場合は免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の５に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

10　契約保証金

落札者は、契約総価格の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第２項第１号又は第３号に該当する場合においては、免除する。

11　契約書の作成の要否

要する。

12　その他必要な事項

(1) この入札の実施については、１から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が１人のみの場合は入札を中止することがある。